

令和 5 年度 障害者スポーツ振興事業  
「公認パラスポーツ指導者の派遣事業」  
委託先団体募集要項

## 1. 助成の目的

都道府県・指定都市の障がい者スポーツ協会および障がい者スポーツ指導者協議会が、近隣の特別支援学校・学級などの教育機関、あるいは障害者総合支援法に基づく事業所・施設等と連携・協働し、障がい児・者の運動・スポーツ環境に対する更なる充実化や公認パラスポーツ指導者の活動の拡充など、障がい者の運動・スポーツ振興体制整備に寄与することを目的とする。

## 2. 委託先対象

本事業は委託事業として実施する。委託先対象は、都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会とし、かつ、助成事業の実施体制が整っている事を委託先対象の条件とする。

## 3. 事業内容

都道府県・指定都市の障がい者スポーツ協会と障がい者スポーツ指導者協議会が連携して、地域の特別支援学校・学級、障害者総合支援法に基づく事業所・施設等へ公認パラスポーツ指導者を派遣し、在籍および地域の障がい児・者に対し多様な運動・スポーツ機会の提供と技術的な指導を行う。また、身近な指導者を派遣し、日常的かつ継続的に運動・スポーツへ触れる機会の定着化を目指し実施するものとする。

### 【内容例】

- (1)体育等授業への支援事業(教員と連携し、障がいや種目など多様性のある運動プログラムの提供 等)
- (2)放課後、運動部活動への支援事業(サークル・クラブの定着、学校卒業後のスポーツ環境整備 等)
- (3)スポーツ活動拠点としての設備活用事業(休日・祝日に体育館等の学校開放を活用した地域推進 等)
- (4)障害者福祉サービス事業所等への支援事業(運動プログラムの提供 等)

## 4. 実施主管

- (1)都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会が主催団体となり、事業を実施する。
- (2)都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会と障がい者スポーツ指導者協議会が共催で事業を実施する。  
(なお、委託団体は障がい者スポーツ協会とする)

## 5. 活動の場所

原則として、委託先団体の都道府県内(指定都市を含む)の特別支援学校および学級、障害者総合支援法に基づく事業所・施設とする。

## 6. 助成対象となる事業の実施期間

本事業の委託契約締結日～令和 6 年 1 月末日(事業完了)

※委託費の支払い以前の実施費用については、委託先団体の立替によるものとする。

## 7. 募集期間と提出書類

募集期間は次のとおりとする。締切日までに下記の書類を作成し、送付すること。なお、締切り後および書類に不備がある場合は受理できないので注意すること。

【募集期間】 令和5年4月10日(月)～令和5年5月15日(月)(必着)

【提出書類】 (1)受託申請書 (2)事業計画書 (3)予算書 (4)謝金・旅費・賃金等の規程・規約  
※上記(2)(3)は、データもUSB等の電子記録媒体またはメールでご提出ください。

## 8. 委託団体数

原則として3団体程度とする。

## 9. 委託費と対象経費

委託費は、原則として各団体につき25万円以内とする。また、委託費の支出科目は国庫補助金の規程に準じて、以下のとおりとする。

諸謝金・賃金・旅費交通費・保険料・印刷製本費・通信運搬費・雑役務費

詳しくは別紙の「事務の手引き」をご参照ください。

\* 委託費の入金は委託契約後となります。

\* 支出については、すべて委託先団体の規程により行ってください。

## 10. 選定方法及びその結果

- (1) 選定結果については、内容確認後隨時、文書をもって知らせる。また、決定した事業については、当協会ウェブサイトで公開する。
- (2) 他の機関の助成等を受けて該当事業を実施することとなった場合は、採択後であっても受託申請を辞退すること。
- (3) 選定結果に関するいかなる問い合わせ等については答えられない。

## 11. 委託先団体の決定と決定後の事務手続き(提出物)

委託先団体の決定後、下記の書類を提出すること。

- (1)委託契約書…内容を確認の上、委託先団体の長が署名捺印し、事業計画書とともに提出すること。
- (2)請求書………事務手続きの簡素化から、委託契約書と同時に請求書を提出しても構わない。

## 12. 委託事業に係わる消費税の取り扱い

当協会との委託事業契約に基づき実施する事業の委託金については、国等からの補助金と同様の扱いとし、「特定収入」として取り扱うこと。また、消費税の計算にあたり簡易課税を選択されている団体についても、本委託金は課税対象外の収入として取り扱うこと。

## 13. 事業報告

事業報告は、助成事業の完了から1ヶ月以内に提出すること。

(令和5年1月以降に開催する事業は、2月末日までに報告書を提出)

※事業報告はその後、当協会がとりまとめ、スポーツ庁に提出する。

## (1)完了報告書

完了報告書は、委託先団体の長が押印して提出すること。また報告書データは電子記録媒体に収め、あわせて郵送にて提出すること。

## (2)事業写真

写真については、事業ごとに様子がわかる写真を必ず提出すること

## (3)決算・決算内訳

決算書は、領収書および請求書、納品書のコピーを添付し提出すること。

## (4)印刷物

チラシ・ポスター等、委託費で作成したものを 2 部提出すること。

## 14. 問合せ先及び送付先

財団法人日本パラスポーツ協会

スポーツ推進部 富永

E-Mail: [y-tominaga@parasports.or.jp](mailto:y-tominaga@parasports.or.jp)

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町 2-13-6

TEL) 03-5695-5420(直通)

問合せ時間 月曜～金曜 9:30～17:45

※ この募集要項は、令和 5 年度国庫補助事業(スポーツ振興事業)の予算の状況によっては内容が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承下さい。